

# 小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となる疾病は 令和元年7月1日から **762疾病** に拡大します

## 新しく追加された疾病

- 脳動静脈奇形
- 海綿状血管腫（脳脊髄）
- 巨脳症－毛細血管奇形症候群
- 非特異性多発性小腸潰瘍症
- MECP2重複症候群
- 武内・小崎症候群

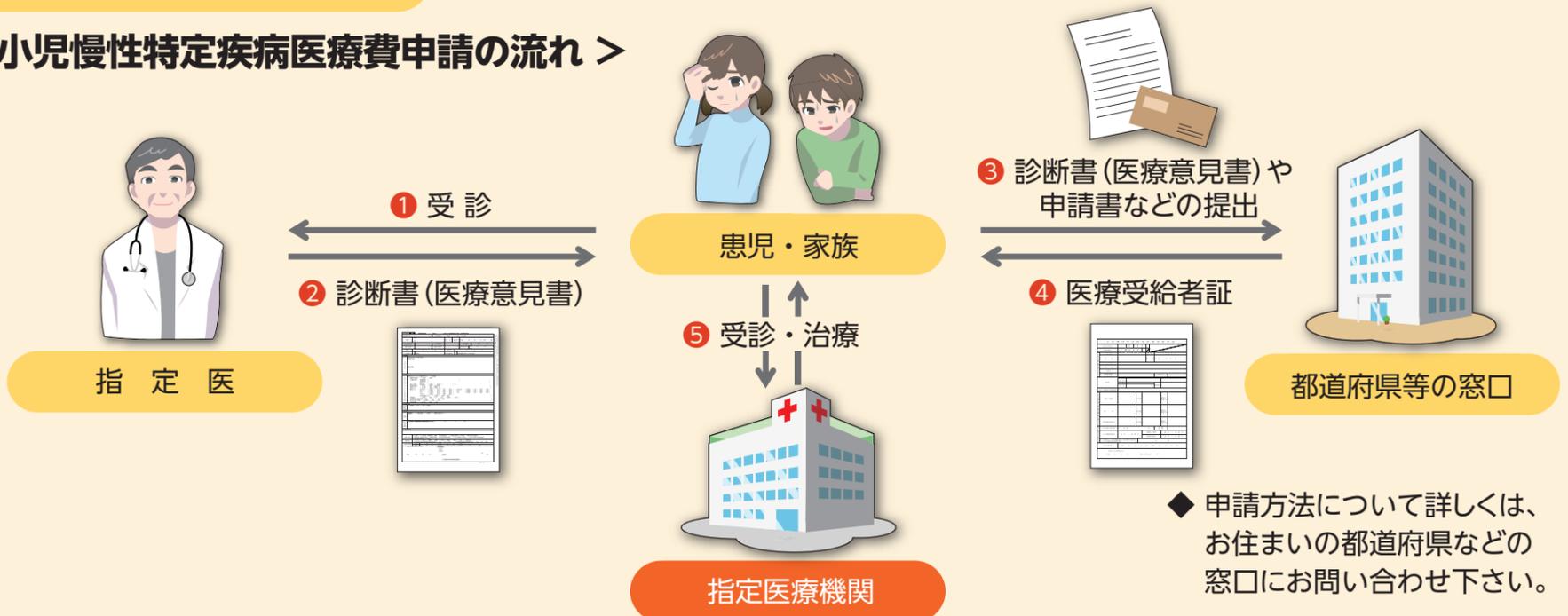
## 対象範囲が拡大された疾病

- スティーブンス・ジョンソン症候群（中毒性表皮壊死症を含む）

※医療費助成の認定を受けると、医療費助成の他に、  
日常生活用具給付事業 や 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 の対象となります。

## 申請の流れと必要書類

### < 小児慢性特定疾病医療費申請の流れ >



### 医療費助成の申請に必要な書類(1～5)

1	診断書（医療意見書）	3	公的医療保険の被保険者証のコピー
2	申請書（小児慢性特定疾病医療費支給認定用）	4	市町村民税の課税状況の確認書類
		5	世帯全員の住民票の写し

※都道府県等の窓口から申請者（保護者など）に対して、1から5以外の書類の提出を求める場合があります。

詳しくは…

「小児慢性特定疾病情報センター」ウェブサイトをご覧ください。

小児慢性

検索

<https://www.shouman.jp/>

- ・ お住まいの都道府県、指定都市、中核市ごとの申請窓口
- ・ 都道府県ごとの指定医や指定医療機関
- ・ 小児慢性特定疾病の疾病概要や診断の手引きなどが掲載されています。